

令和7年度 市民税・県民税 申告の手引き

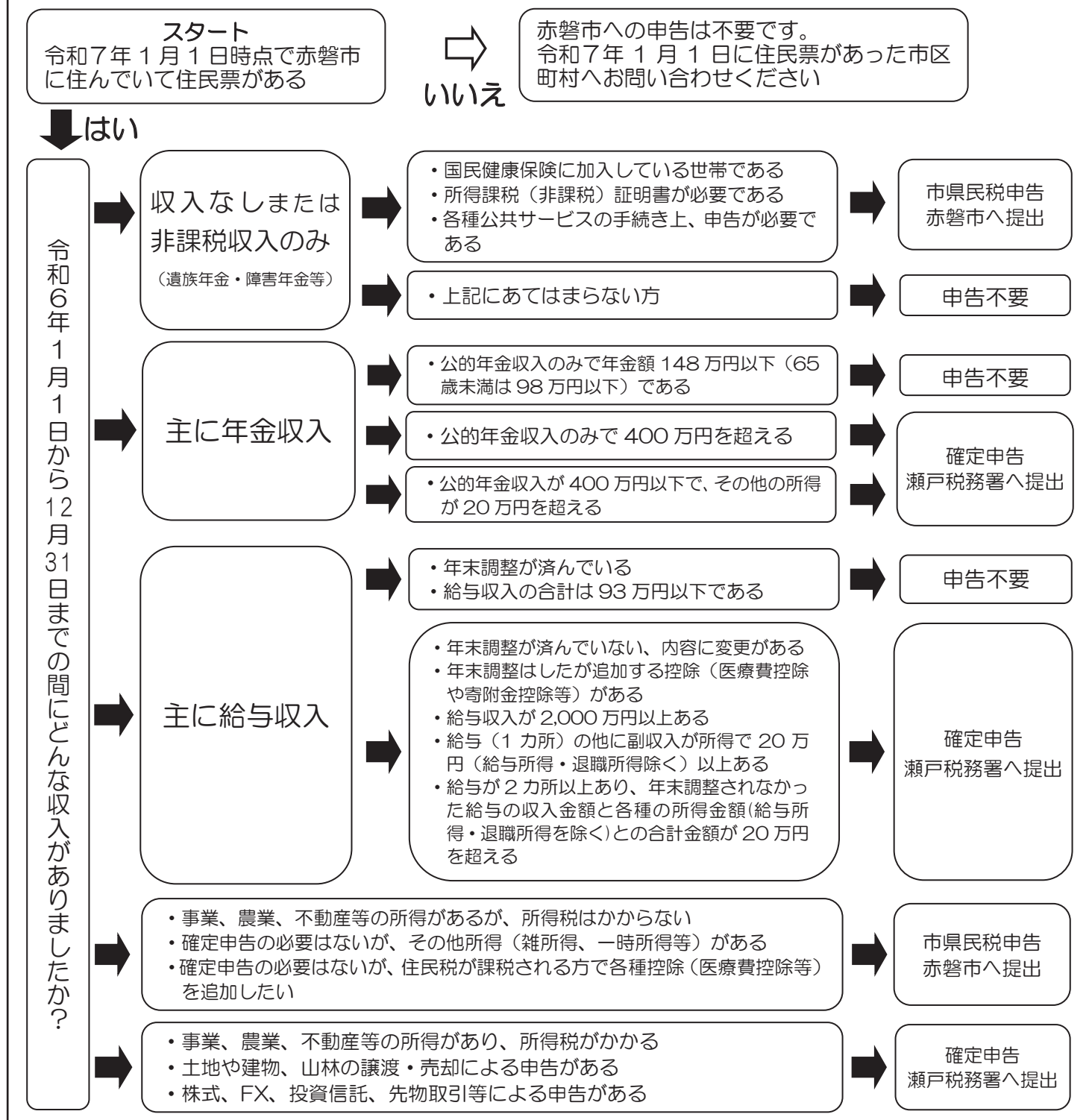
「市民税・県民税」の申告書は、あなたの個人住民税（市民税・県民税）や国民健康保険税、介護保険料等を算定するための重要な資料です。また、色々な証明や各種公共サービスを受けるための基礎にもなりますので、この『申告の手引き』をよくお読みいただき、申告が必要な人は必ず申告をお願いします。ただし、所得税の確定申告をした場合、市民税・県民税申告は必要ありません。

申告期間は、令和7年2月17日（月）から3月17日（月）までです。

市民税・県民税申告フローチャート

※あくまで一般的な例です。ここに載っていない事例や当てはまらないパターン等もあります。

ご不明な点は本庁税務課までお問い合わせください。確定申告については瀬戸税務署へ提出してください。



◇お問い合わせ先◇ 〒709-0898 赤磐市下市 344 番地
赤磐市役所 税務課 市民税班 TEL: 086-955-0951（直通）

※確定申告については
瀬戸税務署へ
TEL 086-952-1155

▽市県民税申告に必要なもの

※提出方法は 12 ページ参照

●市民税・県民税申告書

●申告者の本人確認書類（①または②のいずれか）

①マイナンバーカード ②マイナンバー通知カード + 運転免許証、パスポート、健康保険証など

●下記の書類のうち該当するもの

所得 関係	営業・農業・不動産	収支内訳書（作成済のもの） ※申告会場で申告する場合は前年度の控えも持参ください
	配 当	配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書 など
	給 与	給与所得の源泉徴収票
	雑（公的年金等）	公的年金等の源泉徴収票
	雑（業務・その他）	個人年金・講師報酬（謝金）・水道メーター検針委託料等の支払調書
	一 時	生命保険・損害保険の満期等の支払調書
	譲渡・先物取引	※ <u>土地建物・株式等の譲渡所得、先物取引の所得のある人は、瀬戸税務署で確定申告をしてください。</u>
控 除 関 係	医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書、各種証明書（おむつ使用証明書など） ※明細書は必ず事前に医療を受けた人・病院等ごとに集計し記入してください。 ※医療費控除の明細書の様式は、国税庁ホームページや市役所税務課・各支所・出張所の窓口で入手可能です。
	社会保険料控除*	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・任意継続の社会保険料・介護保険料等の領収書や支払った金額の分かるもの、また、国民年金保険料で控除を受ける場合は、日本年金機構から送付される「国民年金保険料控除証明書」または保険料の領収証書等。
	小規模企業共済等掛金控除*	支払った掛金の額の証明書
	生命保険料控除*	保険会社が発行した控除証明書（支払額証明書）
	地震保険料控除*	保険会社が発行した控除証明書（支払額証明書）
	障害者控除*	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
	配偶者（特別）控除* 扶養控除*	国外居住親族（16歳未満の扶養親族を含む）に係る扶養控除等を受ける人は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」 ※外国語で書かれている場合は、日本語での翻訳文も必要です。
	寄附金控除	寄附した団体などから交付された受領書や領収書

* 給与所得者で、年末調整の際すでに控除を受けているものは、証明書等の添付または提示の必要はありません。

▽所得の種類と計算方法

事業所得	営業等	・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、サービス業（クリーニング・理髪・美容等）、自由職業（医師・画家・外交員等）、漁業等から生じる所得 ◎収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 営業所得
	農 業	・米、野菜、果樹等の栽培、家畜の育成、酪農品の生産等から生じる所得※ ◎収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 農業所得 ※農業を事業的規模で営んでいない場合等、状況により、事業所得ではなく業務に係る雑所得に該当します。
不動産所得		・土地建物等の貸付け等によって生じる所得 ◎収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 不動産所得
利子所得		・公社債および預貯金の利子等の所得 ◎収入金額 = 利子所得
配当所得		・株式に対する利益の配当等の所得 ◎収入金額 - 株式等を取得するための負債の利子 = 配当所得

- ## 給与所得

給与等の収入金額の合計額 (円)	給 与 所 得 の 金 額	
～550,999	0 円	
551,000～1,618,999	給与収入－550,000 円	
1,619,000～1,619,999	1,069,000 円	
1,620,000～1,621,999	1,070,000 円	
1,622,000～1,623,999	1,072,000 円	
1,624,000～1,627,999	1,074,000 円	
1,628,000～1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」 で割って千円未満の端数を切り捨て てください＝算出金額：A	A × 2.4 + 100,000 円
1,800,000～3,599,999		A × 2.8 － 80,000 円
3,600,000～6,599,999		A × 3.2 － 440,000 円
6,600,000～8,499,999	(収入金額 × 0.9) － 1,100,000 円	
8,500,000	6,550,000 円	
8,500,001～	給与収入－1,950,000 円－所得金額調整控除※	

条件（いずれかに該当）		所得金額調整控除 計算式
給与等の収入金額が850万円超	①本人が特別障害者に該当 ②年齢23歳未満の扶養親族がいる ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる	（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%
給与収入と公的年金等の収入がある	給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える	（給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円））－10万円

- 雜所得
(公的年金等)

受給者の 年齢	公的年金等の 収入金額（Ａ）	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 （昭和35年 1月2日以後 生まれ）	130万円未満	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	130万円以上 410万円未満	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	1,000万円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
65歳以上 （昭和35年 1月1日以前 生まれ）	330万円未満	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	330万円以上 410万円未満	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	1,000万円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

雑所得
(業務)

- 雑所得
(その他)

- 一時所得

- 讓渡所得

- 資産の譲渡によって生じる所得
- ◎収入金額 - 取得費及び譲渡費用 - 特別控除 = 譲渡所得

▽所得控除

雑損控除	◇災害、盗難または横領によって生活用資産等に損害を受けたときに控除の対象となります。 ※雑損控除のある人は、瀬戸税務署で確定申告をしてください。				
医療費控除	◇申告者本人や配偶者やその他の親族のために、前年中に支払った医療費がある場合に控除を受けることができます。				
	通常の医療費控除	対象	申告者本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費		
		控除額	(支払医療費－保険金等で補填される金額) － (総所得の5% 又は 10万円のいずれか少ない額) ※控除上限額 200万円		
	セルフメディケーション税制	対象	申告者本人が次の①～⑥のいずれかの取り組みを行っていて、 【①保険者（健康保険組合等）が実施する健康診査、②市区町村が行う健康診査、③予防接種、④勤務先で実施する定期健康診断、⑤特定健康診査・特定保健指導、⑥市区町村が健康増進事業として実施するがん検診】 申告者本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般医薬品を昨年中に購入した場合		
		控除額	(1年間の特定一般用医薬等の購入費の合計) － (保険金等で補填される金額) － 12,000円 ※控除上限額 88,000円		
※なお、「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の併用はできません。					
社会保険料控除	◇申告者本人、又は生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・任意継続の保険料等を支払った場合、全額が控除の対象となります。				
小規模企業共済等掛金控除	◇小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったとき、全額が控除の対象となります。				
生命保険料控除	◇生命保険料控除の対象となる生命保険料は、「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」、および「介護医療保険料」に区分されます。				
	◇生命保険料控除額全体（「一般生命保険料控除」〈新・旧〉+「個人年金保険料控除」〈新・旧〉+「介護医療保険料控除」）の上限額は7万円となります。				
	控除額計算 (A+B) + (C+D) + E =生命保険料控除額 (限度額 7万円)				
	旧制度	年間の支払保険料等	一般生命分控除額 (A)	個人年金分控除額 (C)	介護医療分控除額
		15,000 円以下	支払保険料の金額		
		15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 0.5 + 7,500 円		
		40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 0.25 + 17,500 円		
		70,000 円超	35,000 円 (上限)		
	新制度	年間の支払保険料等	一般生命分控除額 (B)	個人年金分控除額 (D)	介護医療分控除額 (E)
		12,000 円以下	支払保険料の金額		
12,000 円超 32,000 円以下		支払保険料等 × 0.5 + 6,000 円			
32,000 円超 56,000 円以下		支払保険料等 × 0.25 + 14,000 円			
56,000 円超		28,000 円 (上限)			

地震保険料控除	◇地震保険料控除の対象となる地震保険料は、契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当する保険料および、平成 18 年 12 月 31 日までに契約を締結した長期損害保険契約に係る保険料（旧長期損害保険料）です。					
	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額		損害保険料控除額		
	①地震保険料だけの 場合	50,000 円以下		支払った保険料×0.5		
		50,000 円超		一律に 25,000 円		
	②旧長期損害保険料 だけの場合	5,000 円以下		支払った保険料の全額		
		5,000 円超 15,000 円以下		支払った保険料×0.5+2,500 円		
15,000 円超		一律に 10,000 円				
③地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	(a) 地震保険料について①により求めた金額と、旧長期損害保険料について②により求めた金額の合計が 25,000 円以下の場合		その合計額の全額			
	(b) 上記(a)の合計額が 25,000 円超の場合		一律に 25,000 円			
※ 1 つの契約が、「地震保険」と「旧長期損害保険」のいずれにも該当する場合には、選択により、いずれか一方の保険しか控除の対象とすることができません。						
障害者控除	◇申告者本人や同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合、下表の金額を控除できます。					
	①障害者・・・身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障害者保健手帳 2・3 級、要介護認定 3 ②特別障害者・・・身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健手帳 1 級、要介護認定 4・5					
	区 分	控 除 額				
		本 人	同一生計配偶者又は扶養親族			
	障害者	2 6 万円	2 6 万円			
	特別障害者	3 0 万円	3 0 万円			
同居特別障害者		5 3 万円				
※同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、申告者本人や配偶者、生計を一にする親族のいずれかと常に同居している人のことです。						
ひとり親控除 寡婦控除	◇ひとり親とは前年の 12 月 31 日の現況で婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の 3 つの要件の全てに当てはまる方です。 (1) 事実婚と同様の事情と認められる人がいない (2) 生計を一にする子がいる ※この場合の子とは総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人のことです。 (3) 合計所得金額が 500 万円以下であること。					
	◇寡婦とは前年の 12 月 31 日の現況でいわゆるひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する人です。 (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人					
	本人の性別	本人の所得金額	配偶関係	扶養親族等の有無	控除の区分	控除額
	女性	500 万円以下	死別	子がいる	ひとり親	30 万円
				子以外の扶養親族がいる	寡婦	26 万円
				子・扶養親族なし	寡婦	26 万円
			離別	子がいる	ひとり親	30 万円
				子以外の扶養親族がいる	寡婦	26 万円
	未婚	子がいる	ひとり親	30 万円		
	男性	500 万円以下	死別	子がいる	ひとり親	30 万円
離別						
未婚						
	500 万円超	控除対象外				
※住民税の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある事実婚などの人は対象外						

勤労学生控除	◇本人が学生で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等があり、合計所得が 75 万円以下で、かつ、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合は、勤労学生として 26 万円を控除することができます。																																															
配偶者控除	◇申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の所得が 48 万円以下の場合、配偶者控除の適用を受けることができます。控除を受ける場合、申告者本人の合計所得金額によって控除額が変動します。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">申告者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>900 万円以下</th><th>900 万円超 950 万円以下</th><th>950 万円超 1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超</th></tr><tr><td>一般の控除対象配偶者</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td>11 万円</td><td rowspan="2">控除適用なし</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者※</td><td>38 万円</td><td>26 万円</td><td>13 万円</td></tr></table> ※老人控除対象配偶者とは昭和30年1月1日以前生まれの配偶者のことです。	区 分	申告者本人の合計所得金額				900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超	一般の控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円	控除適用なし	老人控除対象配偶者※	38 万円	26 万円	13 万円																													
区 分	申告者本人の合計所得金額																																															
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超																																												
一般の控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円	控除適用なし																																												
老人控除対象配偶者※	38 万円	26 万円	13 万円																																													
配偶者特別控除	◇生計を一にしている配偶者（他の納税者の「扶養親族」になっている人、および青色、白色事業専従者に該当する人を除く）の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合は、以下の表により求めた金額を「配偶者特別控除」として控除することができます。ただし、この控除は、申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は適用されません。また、「生計を一にしている配偶者」であるかどうかは、前年 12 月 31 日（年の途中で死亡している場合は、その死亡の日）の現況により判定します。 <table><tr><th rowspan="2">配偶者の 合計所得金額</th><th colspan="4">申告者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>900 万円以下</th><th>900 万円超 950 万円以下</th><th>950 万円超 1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超</th></tr><tr><td>48 万円超 100 万円以下</td><td>33 万円</td><td>22 万円</td><td>11 万円</td><td rowspan="8">控除適用なし</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td><td>21 万円</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>26 万円</td><td>18 万円</td><td>9 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>21 万円</td><td>14 万円</td><td>7 万円</td></tr><tr><td>115 万円超 120 万円以下</td><td>16 万円</td><td>11 万円</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>120 万円超 125 万円以下</td><td>11 万円</td><td>8 万円</td><td>4 万円</td></tr><tr><td>125 万円超 130 万円以下</td><td>6 万円</td><td>4 万円</td><td>2 万円</td></tr><tr><td>130 万円超 133 万円以下</td><td>3 万円</td><td>2 万円</td><td>1 万円</td></tr><tr><td>133 万円超</td><td colspan="3">控除適用なし</td><td></td></tr></table>	配偶者の 合計所得金額	申告者本人の合計所得金額				900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	控除適用なし	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	133 万円超	控除適用なし			
配偶者の 合計所得金額	申告者本人の合計所得金額																																															
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超																																												
48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	控除適用なし																																												
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円																																													
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円																																													
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円																																													
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円																																													
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円																																													
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円																																													
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円																																													
133 万円超	控除適用なし																																															
扶養控除	◇「扶養親族」とは、申告者本人の親族（配偶者を除く）等で、前年 12 月 31 日（年の途中で死亡した人については、その死亡の日）の現況において生計を一にしている人（青色・白色事業専従者に該当する人を除く）のうち、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の人をいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th>対象者</th><th>控除額</th></tr><tr><td>一般</td><td>平成 21 年 1 月 1 日以前生まれで下記以外の人</td><td>33 万円</td></tr><tr><td>特定扶養</td><td>平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生まれ</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>老人扶養</td><td>昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>老人扶養のうち、申告者本人または申告者の配偶者の直系尊属（父母や祖父母）でかつ、常に同居をしている人</td><td>45 万円</td></tr></table> ※16歳未満の方は控除の対象となりませんが、16歳未満の扶養親族がいる場合は、「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」の欄に、16歳未満（平成21年1月2日以降生まれ）の扶養親族の人の氏名と個人番号を記入してください。記入がない場合、市県民税や国民健康保険税、児童手当や福祉サービス等、各種税金や公共サービス等に影響が出ることがあります。	区 分	対象者	控除額	一般	平成 21 年 1 月 1 日以前生まれで下記以外の人	33 万円	特定扶養	平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生まれ	45 万円	老人扶養	昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ	38 万円	同居老親等	老人扶養のうち、申告者本人または申告者の配偶者の直系尊属（父母や祖父母）でかつ、常に同居をしている人	45 万円																																
区 分	対象者	控除額																																														
一般	平成 21 年 1 月 1 日以前生まれで下記以外の人	33 万円																																														
特定扶養	平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生まれ	45 万円																																														
老人扶養	昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ	38 万円																																														
同居老親等	老人扶養のうち、申告者本人または申告者の配偶者の直系尊属（父母や祖父母）でかつ、常に同居をしている人	45 万円																																														

日本国外に居住する控除対象扶養親族

年齢 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象外となります。

- ・留学により非居住者となった者
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

基礎控除

◇基礎控除は誰もが受けることができる控除です。ただし、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が段階的に減っていき、2,500万円を超える場合は控除の適用はありません。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

▽税額控除

①調整控除

以下の区分に応じて計算した額が、市民税・県民税の所得割額から控除されます。

市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

次の①と②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

① 人的控除の差の合計額

② 市民税・県民税の合計課税所得金額

市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人

以下の計算式により、算出された額（ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします）

人的控除の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）の5%（市民税3%、県民税2%）

※合計所得が2,500万円を超える場合は適用されません。

＜所得税と市民税・県民税の人的控除の差＞

控除の種類	金額
基礎控除	5万円
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円
寡婦控除	1万円
勤労学生控除	1万円
扶養控除	一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円 同居老親 13万円

控除の種類		申告者の合計所得金額と控除差		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円

②配当控除

株式配当等の配当所得があるときは、その額に以下の率を乗じた額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

種類		課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※配当等の種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

※分離課税を選択した上場株式等に係る配当には、配当控除の適用がありません。

③住宅借入金等特別控除

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額(住宅ローン控除額)がある場合、住民税の所得割額から税額控除が受けられます。控除額の算出方法は次のとおりです。

(所得税における住宅ローン控除可能額)-(住宅ローン控除適用前の所得税額)=控除額

ただし、下表のとおり控除額の上限額が定められています。

居住開始年月	①	②	③
	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで(注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで(注2)(注3)
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

※表中の「A」は、所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

(注1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%である場合に限り、それ以外の場合は、①の場合の控除限度額と同じです。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、②の場合の控除限度額と同じとなります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除く)または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については一定の省エネ基準に適合している場合に限り、(※その他の詳しい要件・手続き等については、税務署へお問い合わせください。)

④寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

(ア) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税など)

(イ) 岡山県共同募金会、日本赤十字社岡山県支部に対する寄附金

(ウ) 岡山県が条例で指定した団体に対する寄附金

※寄附した団体等から交付された寄附金の受領証等を添付または提示していただく必要があります。

【控除額の計算方法】

(1) 基本控除額 = (寄附金の合計額※1 - 2,000円) × (市民税6%・県民税4%)

※1 総所得金額等の30%が上限となります。

(2) 特例控除額※2 = (寄附金の合計額 - 2,000円) × (下表の割合) × (市民税3/5・県民税2/5)

(ア) の場合のみ加算 ※2 市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%が上限となります。

課税総所得金額-人的控除の差の合計額	割合	課税総所得金額-人的控除の差の合計額	割合
0円～1,950,000円	84.895%	9,000,001円～18,000,000円	56.307%
1,950,001円～3,300,000円	79.79%	18,000,001円～40,000,000円	49.16%
3,300,001円～6,950,000円	69.58%	40,000,001円～	44.055%
6,950,001円～9,000,000円	66.517%		

・0円未満となるまたは課税総所得金額がない場合は、この表とは異なる割合を用います。

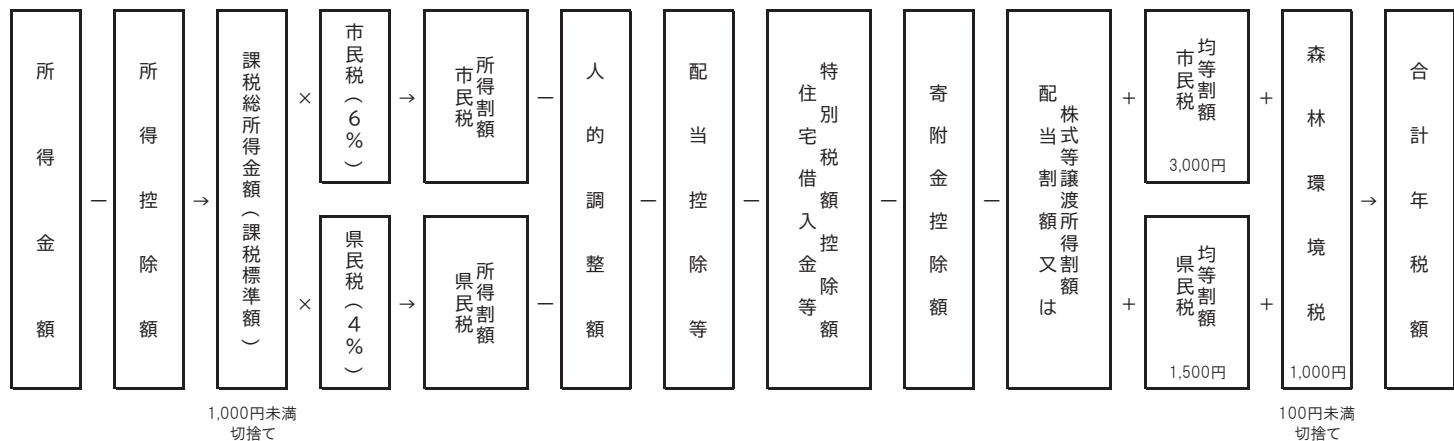
・ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税および復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。

⑤配当割額又は株式等譲渡所得割の控除

特定配当等や源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額、株式等譲渡所得割額が市民税・県民税の所得割額(税額控除額)から控除されます。(控除割合は下表の通りです。)

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

▽税額計算の流れ



《市民税・県民税の均等割額・森林環境税額》

市民税	3,000円
県民税	1,500円
森林環境税額	1,000円

※県民税には、「おかやま森づくり県民税」が含まれます。

▽個人住民税・森林環境税非課税限度額

○均等割・所得割・森林環境税が課税されない人

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②未成年者（平成19年1月3日以降生まれで未婚）、寡婦、ひとり親、障害者に該当し前年の合計所得金額が135万円以下の人
※寡婦、ひとり親、障害者の人が非課税となるためには、申告が必要な場合があります。
- ③前年の合計所得金額が、次の（ア）もしくは（イ）の金額以下の人
（ア）38万円
（イ）〈同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合〉
28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋16万8千円

○所得割が課税されない人（均等割・森林環境税のみ課税されます。）

- ①所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人
- ②前年の総所得金額等が、次の（ア）もしくは（イ）の金額以下の人
（ア）45万円
（イ）〈同一生計配偶者または扶養親族がある場合〉
35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋32万円

用語説明

- 「同一生計配偶者」とは…申告者本人と生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人。
- 「控除対象配偶者」とは…同一生計配偶者のうち、申告者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人。

表面

[illegible]

医療費控除について記入してください。
(4ページ参照)

各所得控除の
金額を記入し
てください。
(4～7ペー
ジ参照)

裏面の記載事項も忘れずに記入してください。「^{ゼロ}〇円申告」の方は裏面の「15 前年中に所得のなかった人の記入欄」への記入が必要です！

裏面

源泉徴収票がない方は、1月から12月までの日給、勤務日数、月収、賞与、年間収入の合計、勤務先に関する事項をここに記入してください。

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期 長期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
一時	イ			円	円	円
	ロ					
ハ						
ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]						

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	専従者給与 (控除) 額
1					
2					
3					
所得税における青色申告の承認の有無					
承認あり・承認なし					
合 計 額					

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所	所得金額
1				円
2				円
前年中の開廃業				
開始・廃止				
月 日				
□ 他都道府県の事務所等				

13 事業税に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所	所得金額
1				円
2				円

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
住所地の共同基金、日本赤十字社、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

15 前年中に所得のなかった人の記入欄

☐ 学生であった
 学校名 _____

☐ 次の者の扶養であった
 扶養者名 _____

☐ 生活保護を受けていた

☐ 遺族年金、障害年金、雇用保険等を受給していた
 収入金額 _____ 円

☐ その他 ()

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号							

事業(農業含む)、不動産所得について記入してください。
※「収支内訳書」の添付が必要です。

公的年金等以外(個人年金、報酬、印税等)について記入してください。
(3ページ参照)

寄附金税額控除について記入してください。
(8ページ参照)

収入がなかった方(0円申告)は記入してください。

▽申告書の提出方法

●郵送または窓口で持参する場合（※作成済みの申告書）

- ・ 郵送先 赤磐市役所 税務課 市民税班（下記参照）
- ・ 持参窓口 本庁税務課、各支所市民生活課
- ・ 提出物 申告書、本人確認書類の写し、添付書類（２ページ「申告に必要なもの」参照）
- ・ 注意事項 添付書類は添付台紙に貼ってください。
内容確認で電話連絡をする場合がありますので、必ず申告書に電話番号の記入をお願いします。

●赤磐市の申告会場で申告する場合

- ・ 日程・会場 別紙「申告相談日程表」をご確認のうえ各会場へお越しください。
- ・ 持ち物 申告書、本人確認書類、添付または提示する書類（２ページ「申告に必要なもの」参照）

▽よくある質問 Q&A

Q1 市県民税申告書が送られてきたがなぜか？

A1 昨年、市県民税申告書を提出されている方や、申告をする必要があると考えられる方に送付しています。

Q2 昨年収入がなかったけど申告する必要があるの？

A2 原則として、収入がなかった方については申告の必要はありません。ただし、未申告の状態だと、所得の有無等の確認ができないため、所得（課税）証明書の交付ができません。また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減を受けられなかったり、公営住宅の家賃減免を受けられない等の公共サービスに影響がでる場合があります。このような場合には、収入がないことの申告（０円申告）をしていただく必要があります。

Q3 主婦でパートをしているけど税金はかかるの？

A3 収入金額によって所得税、住民税が課税されたり、配偶者控除や扶養控除の対象から外れる場合があります。（赤磐市の場合、給与収入で年間 93 万円を超えると住民税がかかります。また、103 万円を超えると配偶者控除や扶養控除の対象から外れます。）※6、9 ページ参照

Q4 医療費が戻ってくる制度があると聞いたが？

A4 所得控除の種類に「医療費控除」という制度がありますが、支払った医療費そのものが戻る制度ではなく、所得税や住民税が減額される制度です。支払った医療費が戻るものではありません。また、非課税の方や均等割のみ課税されている方は医療費控除をして住民税が減額されることはありません。※4 ページ参照

Q5 個人年金をもらっているけど税金がかかるの？

A5 個人年金保険や郵便年金保険等の保険形式の個人年金は、公的年金等以外の雑所得になり、課税の対象となります。個人年金以外に収入があれば総合して申告する必要があります。また、生命保険契約等の満期で支払われる一時金は一時所得にあたる場合があります。※3 ページ参照

【お問い合わせ・郵送先】

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地 赤磐市役所 税務課 市民税班
TEL 086-955-0951(直通)